

第七回 参議院厚生委員会會議録第二十八号

昭和二十五年四月十二日(水曜日)午前
十時四十分開会

本日の會議に付した事件

○委員の異動の件

○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○生活保護法案(内閣送付)

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(藤森廣治君) それでは只今から委員を開きます。最初に委員の異動がございますので、これを御報告申し上げます。竹中七郎君が志辭めになつて谷口彌三郎君が、それから小林勝馬君が辭任されて紅露みつ君が代りに厚生委員になられました。以上御報告申し上げます。

本日の日程に従ひまして医療法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。前回に引続いて御質問を続けたいと思ひますが如何でございますか。

○中平常太郎君 それじや前回に引続いてやりますか。それでは……第四十二條に医療法人がなし得る教育施設、或いは研究施設というものがここに明らかになつております。この医療法人に対する補助金の問題は、こういう延長された再教育、或いは研究所の設置などにも同じ率に、施設として同じ率に補助があるものでですか。その点は当局はどういうお考えでございますか。

○政府委員(久下勝次君) 医療関係者の養成につきましては、只今のところは補助金はないようでありまして、再教育につきましては、只今予算の建前では各都道府県に補助をいたしまして看護婦の再教育をいたしておるのでございます。實際問題といたしましては、適当な病院に教育を委託するといふようなことで行われると思ひます。府果を通じまして、府果の方からそれに必要な費用が参るといふことは考慮せられることと思つております。研究所につきましてもは只今私共の方には別に補助的の予算はございません。一般的に文部省方面等で補助のあり得るものにつきましても、当然このものも入り得ると考へております。

○中平常太郎君 只今の説明で果の方から補助があり得るようにならぬ見込みでおられるようですが、こういう方面には国といたしまして、法律を以て医療機関の幹部が、日本の現状からいいたすならば、この再教育という問題、或いは研究所の設置という問題は、医療法人が医療の法人を組織して、そうしてそれに補助されることの分の中にこれも包含して、こういう犠牲的或いは奉仕的にやり、将来その病院以外のいわゆる医療機関以外のところへも必要のある場合に、こういうような施設に対してはやはり補助が当然あつていいと思ひます。ところが、どうも積極性が欠けておられるかと思ひますが、そういうことで、こういう医療法人が再教育や研

究所を設置すると思われませんか。
○政府委員(久下勝次君) お話のような点につきましては、医療法人なるが故にということでは、医療関係者の再教育或いは養成、更に又医学又は歯学に関する研究といふような、一般的な面からこれをやる者に対して、是非この補助を以て助成して行くといふような立場から考慮すべきものと思ひます。只今のところ、そういう意味合におきましては、看護婦の養成につきましては、或いは助産婦の養成につきましては、国の補助が考へられております以外には厚生省関係では別段の補助がないと思ひます。従ひましてこれはこのままでは確かにお話のように十分なる成果を挙げ得るものとは存じておられないのであります。その面につきましてもは又その方面から別の問題として考慮する方がよろしいと思ひます。と同時に又かようなことを書きました趣旨は、医療法人が病院を経営して参りますその附帯事業としてこういう規定を置いておきませんと、この種の仕事ができないことになる虞れがございますので、それで特に掲記して置きましたのでございます。

○中平常太郎君 医療法人が財団法人としての届けをするときには寄附行為の規定が要りますが、その規定の中に解散に関する規定が必要があるものであります。第五十六條を見ますと、財団法人の財産で解散に関するときの処分が明らかになつておるのであります。寄附行為の定めるところにより、寄附行為の定めるところから、その医療法人の持つておる財産全部を寄附行為の規定の中に、前のそれを調査して経営した人に全部返すということに寄附行為の中に規定してあつたならば、その財産は、その行為を行なつた間にできたところの財産も一切含めて元の医者なり、出資者の方へ帰る得るような寄附行為の規定を作つたら、それで許可があるものですかどうか。
○政府委員(久下勝次君) 御質問の程度につきましては当然そういうような規定を置かされても設立の認可があり得るものと思ひます。ただ前回申上げたのと存じますが、この法律では医療法人に対しては剰余金の配当を禁止しております。この剰余金をどうん積立てて置かされて、その分までも剰余財産の処分として分け得るんだというふうな建前にいたしますことは、結局剰余金配当禁止の規定を潜ることにいたしますので、そこまで参りますと認可の場合に相当考慮を要するのではないかとこのように考へております。

○中平常太郎君 それでは多分これは積立てられたものに対して全部経営者が解散の場合に取つてしまふということとは多分いけませんと思つておつたのであります。そうするといふと医療法人を作るといういわゆる意欲、こういう法人を作つて社会公共の医療機関、公的的生命を持つたような医療機関を作るといふ意欲が私は減殺されはしないかと思ひます。医者は開業して自分がやれば徹頭徹尾自分の収入になるのに拘わらず医療法人にしたがためにいわゆる利益は全部解散の場合に国庫に帰属するといふようなことになる。又他のそういう事業の方に譲らなければならぬといふことになつてしまふと、医者がこういうような医療法人を作るという意欲といふものはどこに出発するの。又意欲ができるのかどういふことを私心配しておるのであります。これが或る一つの私営といふふうな小さい医療関係者が、一ヶ所の病院をここの経営してやるというのなら別として医者が直接に医療法人を作る、或いは有志と相談して作るということになるやはりそこに相当の月給、いわゆる報酬以外にどうもないといふことになつて来ると、私はそういうものを存する意欲が減殺はせんかと思ひますが、そう思われませんか。
○政府委員(久下勝次君) その点は非常に根本的な問題になりますので、さすが、たび／＼申上げております。医療といふことは營利の目的を以てなすべきものでないといふことが実は伝統的な考へでございます。そういう意味合からその精神で今日まで多数の医師が病院、或いは診療所を開設してやつておるわけでございます。従ひましてこの場合と雖も金儲けをするがために病院を作る、或いは医療法人の設立をするといふことは同様に望ましくないものと思ひます。このことは御懸念の医療法

人を設立し、或いは医療法人を設立して病院を開設するというような意欲に根本的には大なる支障がないものと考えられるのでございます。尙この剰余金につきましては私共の考え方といたしましてはその病院の設備の改善なり、拡充なりというような面に使うことによつてますます公共の福祉のために貢献をして頂くようにして貰うことが正しい行き方ではないかとこう思う次第でございます。

○理事(藤森眞治君) ちよつと皆さんにお諮りいたしますが、只今大臣がお出でになりましたので、この医療法の改正に対する質問を一時留保しまして、そうして生活保護法に対する質問をこの際したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(藤森眞治君) それではさういふふうになりました。それでは生活保護法に対する質問をお願いいたします。

○山下義信君 前の質疑の残りを若干させて頂きます。大臣に伺いたいと思ひます。取敢えず時間の関係もありましたので、三点程伺いたいと思ひます。あとは事務当局の局長から御答弁を頂きますが、取敢えず大臣から御答弁を得たいと思ひます。三点でございます。

第一点はこの受給権、つまり不服の申立制度に関係してでございますが、この不服の申立をいたすことは要保護者の権利を保護いたします上に極めて重要な制度でございますが、運用に当りましては全くその趣旨に適います運用がなされなければならぬわけでございます。この制度の実際の

運用を如何にするかという点につきましてはあとで社会局長から承わりたいと思ひますが、その中で特に大臣の御意見を伺いたいと思ひます。この不服申立の申請者は即ち要保護者でございます。或いは又本法で認められた保護開始の申請者等が代りましていたします場合もございまして、要するところさういふ対象者でございますので、この不服申立をいたすために、或いは場合によりましては若干の費用を要することがあるかと思ひます。極く簡単な場合は簡単な費用で済みましようが、多少又出て参りまして実情を述べなければならぬやうなことがあり、或いは適正な審査を仰ぎますために必要な資料を取集めまじたり、或いは適当な証人と申しますか、適当な立証者を尋ねまじたりといふやうな事等からいたしまして若干の費用を要するやうなことがあるかと思ひます。さういふやうな費用をこの要保護者に皆かぶせるというのではこれは面白くない。当然不服申立に要するものは、このために要保護者が支弁せなければなりませんやうな、さういふ経費は、これは当然公で負担をしなければこの法の精神は私にはかなわらぬと思ひます。小さいことであるけれども、或いは知事まで或いは厚生大臣までかように丁寧に副申制度が設けられてあります上に、おきまして、それらの費用はこれは須らく市町村の適当な費用か或いは府県の費用か然るべき費用で公の負担という程の意味の運営が私にはなされなければならぬと思ひます。その点はさういふふう

○國務大臣(林譲治君) 只今不服申立に對しますところの費用の問題でございますが、大体は費用なしで行き得られるやうなことが望ましいと私は考えますが、若しそれを申請いたしました場合に、どうしても必要な場合におきましては、或いは府県と申しましようか、町村の場合もありましようが、さういふやうなやんどの場合におきましては、これを持つことも余儀ないことになるのではなからうかと考へるのであります。

○山下義信君 了承いたしました。当然さうなくちやならん筈でありまして、さういふことに要する費用は扶助の中にはないのではありませんから、是非さういふやうな親切なお扱いを命令等で御規定を運用上願ひたいと思ひます。

次はこの保護施設に關連してでございますが、すべて公益法人に仕立替ることになりまして大変結構に存じます。この保護施設を公益法人にいたしますのは一施設ごとでございますか、或いは経営主体が一つであつて施設は数多或いは数地区に跨がつておりましてよろしいか、一施設ごとこの法人組織を要求されますか、その点は如何でございますか。伺いましつはこれはお耳にも入つておると思ひます。宗教法人の経営いたします施設は、やはり本法によりまして公益法人に仕立替へたさなければならぬことでありましようか。これは宗教団体の経営いたしました施設が相当多いのでありますので宗教界におきましては、非常にこれを重大視しておられますわけでございますので、この点はさういふふうにお扱いになる

お考えでございますか。承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 設置の主体が公益法人でありますればいいわけでありまので、一施設ごとに別の法人でなくてはならないといふふうには考へておりません。一つの公益法人が数個の施設を持つという事は差支なからうと思ひます。それから宗教法人でございますが、現在の宗教法人は自由設立になつておりました、而もその目的が宗教的の目的に限られております。従いまして社会事業をやりまするものとして、必ずしも適当なものばかりといふふうには言えないのであります。従いまして我々といつたしましては、やはり保護施設になりますために特別に公益法人といたしまして設立せられたもの以外にはやらせない方がよいのではないかと考へるのであります。

○山下義信君 これは實際問題として相当重大な事でありまますが、尙細部は局長と質疑をさせて頂くことにいたします。次は保護の内容でございますか、今後のすべての保護のやり方の方針であります、と申しますのは、従来生活保護法の実施以來、たゞ経済界がああいふふうなインフレ状態でありましたのに直面をいたしました、さうして保護の実施といふものは扶助といふものがインフレを後々追掛けて行くといふやうな行き方でありまして、基準は十数次改訂をされましたけれども、實際の保護は物価の上昇程基準の改訂が伴つておりませんために、保護の實際といふものが左程改善されて

あるわけではないのであります。これは當局の数次の御努力にも拘わらず不幸にもインフレでありましたために十分に保護の徹底が期し得られなかつたわけでありま。が併しながらますます経済界の機相は一変をいたしました、いわゆる物価の下落時代に臨んでおるわけでありま。これはこの状況は極く短期間のことではないと思ひます、このデフレ状況と言ひますか、物価下落の情勢は相当長期に続くのではないかと考へられるわけでありま。が、さういふやうな経済界の機相が一変をいたしました今後に対しまして各種の金銭的、特に金銭的扶助の実施につきましては、非常に運営上私はこので考へなくちやならぬのではないかと考へるのであります。つまり申しますと、例へば貸金におきましても、例へば貸金の充実といふことを申しますと同じやうに、私共は實質保護の向上と言ひますか、さういふ物価の下落の様相を呈しておる時代に臨んでこそ、かねて生活保護の徹底を期しよるとする当局の意図が、この際

に私は充実と言ひますか、向上と言ひますか、さういふやうなものでないかと考へるのであります。それに対してさういふやうな考へを持つておられますかといふことを承わりたい。つまり基準額の変更といふものについてどう考へておられますか。例へば少々物価が下落しても今の基準額は維持して行くのだ、さういふやうな内容といふものであります。各種の必要な内容といふものを充実して行くのだ。物価の騰貴にスライドせんとしたと同じやうにちよつと物価が下れば直ぐに扶助の基準額を引下げようといふやうな考へはないと思ひますが、今後におきま

しても扶助の基準額の変更と言いますか、尙保護の内容の充実に對しまする政府当局の方針を明確に承つて置きたいと思ふのでございます。

○國務大臣(林義治君) 只今山下委員のお話御尤もでございますが、大体予算面に關係いたしますことですから、インフレの場合においては、その結果からこれを扶助いたすようになるのと、遅れることもよんどころないこととは考えますが、昨今のように漸次デフレになりましたような場合において、予算面において余剰がおのずからできて来ることを考えます。その場合におきましては私共といたしましては、その内容につきまして成るべく扶助の基準率というものを向上せしめたいという心持を持つておりますので、折からデフレのような場合に、予算その他に余剰を生じたという場合におきましては、そのときにはその予算の範圍内におきまして内容の充実に努めて行くということに進んで行きたいと考えてまして、俄かに下がつたからとしてその基準を下げるというようなことはいたしませんで、その要保護者に対して満足し得られるような方向に進んで行きたいと私共考えております。

○山下義信君 ちよつと私のお尋ねと多少食違ひがあるのですが、私の尋ねておきますのは、扶助の基準額を定められるのに、いろ／＼な内容によりまして積算されて、そうして一定の基準というものがそこに定めて、金額というものが出ておる。それが漸次コストが低下するに従ひまして、ただ同様の内容でありますというのと、勢いその基準の金額というものを低めざるを得ないような情勢に追込ま

れるようなことがありますというのと、物価の下落に伴うて聊かでも保護の内容を充実しようとするに拘わらず、依然として物価の下落に相應して扶助額が切下げられるというようなことになりましたのでは、保護の内容が充実ということには相成りませんので、只今の今日の情勢でお決めにいたしましたその扶助基準額というものは、それが向上せられますか……只今大臣の御答弁で、少しでも予算に余裕があれば基準額を切上げたいという御趣旨は結構でございますが、反対の場合を予想いたしまして、この基準額は絶対に切下げない、これはいわゆる要保護者に与えられたる権利の実体である。いわば金額で言うならば、五人家族で五千三百有余円と基準された、厚生大臣の決定したこの扶助基準額は、これをお前に生活扶助費としてこれだけ保護をしてやるというたならば、それはいわゆる一つの権利と考えてもよいくらいでありますので、法律の内容ではいろ／＼それを變化させるようになっておりますけれども、この基準額の引下げということはいわゆる権利の侵害とでも言い得られるものでありますから、十分確保して頂いて、そして切下げというところのないようにして頂かなければならぬというところについて、当局はどう考へられるかということも併せて承わりたいと思つたのでございます。

○國務大臣(林義治君) 只今山下委員のお説の通り、基準額につきましては下げないということでも進んで行きたいと考えております。

○山下義信君 大変結構な御答弁を頂きました。次に聞きたいと思つたのでございます。

が、私は本法の運用の上におきましては、ただ決定のこの法律の上に現われました各種の扶助の実施をすればそれで事足りるというのではならぬのでありまして、当然私はこの法律の上にも現われております……いや探して見ますと法律の中にもありますが、例えば業務の提供ということが定義の中にも謳われてあるものであります。又それに具体的なものも、医療、或いは出産扶助等の面にも窺い得る面もありませんが、要するところ私は保護の実質の充実に資するものは、ただ単に金銭給付というふうなものに止まらないで、各種の要保護者に対するところのサービス、或いは各種の福利施設等というものが充実にせられなければ、考えられなければ、私は本法の徹底は期せられないと考へるのでございます。例えば生活必需品の廉売の方法でありますとか、或いは各種の簡単な資金融通でありますとか、或いは各種の給付でありますとか、等々のサービスが十分になされるようになってはならぬ。即ち本法が期待いたしまする社会福利施設の仕事なども、ただ単なる事務的な、官吏的の事務ではなくいたしまして、その事務の内容については、十二分に從來民生委員等がやつておりました要保護者に対するところの温かいサービスというふうなものが、この社会福利施設の大半というものに性格付けられて行かなければならぬと考へておりますので、そういうふうな要保護者に対する保護上の必要な各種のサービス、或いは福利施設等につきまして、十二分に御努力下さいます御用意があるかないかということ承つて置きたいと思ふのであります。

○國務大臣(林義治君) 政府といたしましては、只今お説のごとく、十分にサービスのできるような工合に進んで参りたいと思つております。それにつきましては、その民生委員などにつきましても、非常な御好意を持つてやつて頂いておることを考えますが、尙一段とそれらにつきましては、要保護者に対してサービスを行届きますように政府としては指導して行きたいと思つております。

○山下義信君 最後大臣に伺いたいと思つたことは、これは言うまでもなく救済法ではないのであります。どこまでも生活保障的な性格を堅持して進んで行かなくちゃならぬのであります。これで行かなくては生活保護法を改正した意味がなくなるわけでありまして、従ひましてここに御考慮に相成つておるとは思いますが、尙念のため伺つて置きたいと思つたことは、特に現下の情勢と睨み合せまして、失業者に對しまする本法の受入用意でございます。これはどういふふうな考へられておりましたか。殊に失業保険、失業問題の当面の担当者たる労働省、労働大臣との間におきましては、どれだけの御連絡、どれだけのお話し、打合せができておられますか、失業保険の満期者に対して生活保護法の発動について、殊にこの新らしき生活保護法の働きのついてどういふふうな考へえを持つておられますか、その点を承つて置きたいのでございます。

○國務大臣(林義治君) 労働大臣などは絶えず失業問題については憂慮いたしておられますが、今後の問題についてはよく連絡を取りまして、若し不幸にしてそういうようなことが起つて来た場合におきましては、万遍なきを期して参りたいと思つておるわけでありまして、只今のところにおきましては、具体的にどういふようによいことまでは話は進んでおりませんけれども、いつでもこちらといたしましてはその用意をいたしておるわけでありまして。

○山下義信君 御用意があるということでございますが、大要心強く思ふのであります。失業者が失業保険に一応世話になりました、そしてその保険期間が満了いたしました、そして生活困難な状態に陥りました、そして、必要即応の原則によりまして、これらの失業者をして、いわゆるルンペン化せしめないだけの用意を本法が持つて頂かなければならぬのであります。これは前回の質疑にも伺ひました、あらゆるものの活用ということの條件のときにも伺つてあるのでございますが、尙重大でありますので、失業者という一つの対象を出しまして本法の用意を伺つたのであります。或いは場合によつては失業保険を受けておる者であつても、尙且つ生活困難と認定しました者につきましては、本法が積極的な働きかけをなしても私は決して不都合ではない、その辺の關係が失業保険金の切れた場合における本法の速かなる適切な適用なり、失業保険金の受領者と雖も諸般の事情により生活困難に陥つた者は速かに本法が働いて行かなければならぬというふうな密接なる連絡のあります活動ができればならぬと考へるのでございます。

て、その辺の十二分なる御用意が
あります。尚そいう方針に積極的
に運用して頂けるものであります
かどうか、という点を伺いま一度
伺つて置きたいと思つておしま
す。

○国務大臣(林鶴治君) 只今山下委員
のおつしやるような場面が不幸に
おこりました。政府といたしまして
は、政府といたしましては予算面
の上におきましても十二分に用意
をいたしております。従つてそ
ういふ場合に起きましたときにお
きましては、決して御不自由を
かけるようなことのないように私
共は努めて参りたいと思つてお
ります。

○理事(藤森眞治君) ちよつとお話
りしたいのですが……

○山下善信君 いま一つで済みま
す。只今の答弁で了承いたしました
。尚同じような場合でございます
が、中小企業者等が非常に悲惨
な状態に陥つており、又陥らんと
するものが極めて多数でありま
して、政府も憂慮せられてお
る。池田大蔵大臣が五人十八人
死んでおると言つたが、恐らく
これは失言でありまして、政府
の本意でもないと思つておしま
す。この中小企業等につきま
して速かなる本法の発動がござ
いますれば、恐らく一家七人中、
五人心中、五人心中といふこと
がござります。この法によりま
してこれを防ぐことができるの
ではないかと考えられます。そ
ういふような対象者が必ずしも
客観的には、一見いたしました上
では、従来の観念のような生活
困窮者のような様子を見せ
ておりませんけれども、実際にお
きましては、明日を明後日をも
絶望の状態にありまして、そ
ういふ対象者も生きた一つの
政治としてこの生活

保護法が私は活動する部面では
ないかと考へるのでございま
す。こういふ点につきましても
大いに考慮をお払いになりま
す。御用意があるかないかとい
うことも承つて置きたいと思
つておします。

○国務大臣(林鶴治君) 只今中小企
業者についてのお話でございま
したが、全く山下議員の御説と
同様の感を抱いておりました。
そいういふような場合に起
きましたときにはやはり外の
労働者諸君と同じような場合
と考へておします。尚御説の
ような極めて極端な例もござ
います。この点につきましても
まだ生活保護法というものと
は、御承知のないような方々
も多いため、にああいうよう
な誠に御同情申上げべき事
態が生じたのではなからうか
と考へまして、今後は生活保
護法なるものの法の制定につ
きましては、十分徹底せしめ
ますように政府といたしま
しても努力をいたします。共
に、民生委員各位の御援助も
お願いして一般に徹底せしめ
たいと思つておします。この
点も努力いたして参りたいと
考へておします。

○山下善信君 尙残余の質疑が
ありますが、それはあとに他の
委員各位の質疑がありまして
後で尙残つておりましたら、
細部に亘りまして質疑いた
したいと思つておします。そ
の点を留保いたして一応私の
質疑は終ることになります。

○理事(藤森眞治君) お話りいた
しますが、大臣は二十分から
御用事があるところでございま
すので、一応大臣の質問はこ
こで留保して置きます。

して最初の医療法の一部を改
正する法律案に御賛成ありませ
んか。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(藤森眞治君) それでは二、三
私が伺いたのですが、四十一條
の施設又はこれに要する資金
を有しなければならぬ。この
資金というものは、これは借
入金金を資金とする場合も
含まれます。どうでしょうか。
○政府委員(久下勝次君) 借入金
も含むのでござります。

○理事(藤森眞治君) それから五十六
條の帰属すべき者に帰属した
場合に、これがやはり課税の
対象になるのか、どうござい
ますか、どうでしょうか。そ
こも御研究でござります。

○政府委員(久下勝次君) 解散を
いたしたときに残余財産とし
て病院、診療所の財産が帰
属いたします場合に、課税の
対象になることになつてお
ります。

○理事(藤森眞治君) それから六十三
條で、医療法令に基く都道府
県知事の処分又は定款云々と
あるが、この都道府県知事の
処分というものはどうござ
いますか。○政府委員(久下勝次君) 都道府
県知事の処分と申しますのは、
先ず第一は設立の認可とい
うことも処分でございます。
それから次に次の六十四條
の「医療法人に對して、業務
の全部又は一部の停止を命
ずる」という規定もございま
す。これも処分でございます。
それから六十五條の設立の
認可の取消というふうなもの
も処分に入ります。勿論設
立なんか取消してしまえば
動くことではないかも知れ
ませんが、

勿論取消処分をしたに拘わ
らず依然としてやつておる
という場合にこの規定が動
いておるといふことがあり
得ると思つております。そ
ういふようなものが都道府
県知事の処分でありま
す。○理事(藤森眞治君) ちよつと速記を
止めて下さい。

○理事(藤森眞治君) 速記を起して
下さい。○井上なつゑ君 過日この
医療法の一部改正についての
提案理由を御説明頂きた
りまして、又初めに返つて申
させていただきますが、まだ
驚き込み込みでございます。と
申すのは、この事由の中には
診療所、病院の建設促進、
それから医療事業の發展とい
うことが書いてございま
す。この医療事業の發展とい
うことは、結局医療機関の
内容の整備というふうなこ
とを言うのでござります。こ
の点をどうござりますか。こ
の点を一つ承りたいのでござ
ります。○理事(藤森眞治君) 申
しますのは、外でもございま
せんけれども、この頃この執
行部が何でござりましたか。
機関誌が出ております中に、
一番初めに結核療養所の病
人のことが取上げられてお
ります。それを引用いたしま
すと、看護婦にチップを
与らしたために廊下に御飯
を置きつ放した、病人が
そのためにますく、悪くな
つたとか、それから長期療
養所の生死のラインをさま
よつておる者が、なか／＼病
院では思つておるに療養が
できないというふうな、療
養所の中の設備の悪いこと
を書いたものが出てお
りました。ござりますが、こ
うしたことがこの法人組織
ができませんことによつて、
いろいろ改善されますかど
う

しようか、どういふ御意見
がござりますか、承りたい
のでござります。○政府委員
(久下勝次君) 病院の設
備の改善というところは、こ
の法人制度を作り出す直接
の効果としては余り期待
できないかと思つてお
ります。○理事(藤森眞治君) 今
日のような経済情勢の下
におきましては、なか／＼個
人の力で病院を作ることが
極めて困難なろうと思つて
おります。こいういふ制度
を作りまして資金を集める
便宜を作りたい、こいうい
ふ考えでござります。そ
うして新らしき制度に基
きます病院ができて参
ります。○理事(藤森眞治君) 今
日又先程申上げてござ
ります。医療法人の経営上
剰余金が出ましたならば、
実際の指導をいたしまして
は、これをできるだけ
病院の設備の改善に
使つて頂く。これは剰余
金の配当も禁止して
おきます。○理事(藤森眞治君) 今
日御提案になつてお
ります法律案が非

し
ようか、承りたいのでござ
ります。○政府委員(久下勝次君) 病院の設
備の改善というところは、こ
の法人制度を作り出す直接
の効果としては余り期待
できないかと思つてお
ります。○理事(藤森眞治君) 今
日のような経済情勢の下
におきましては、なか／＼個
人の力で病院を作ることが
極めて困難なろうと思つて
おります。こいういふ制度
を作りまして資金を集める
便宜を作りたい、こいうい
ふ考えでござります。そ
うして新らしき制度に基
きます病院ができて参
ります。○理事(藤森眞治君) 今
日又先程申上げてござ
ります。医療法人の経営上
剰余金が出ましたならば、
実際の指導をいたしまして
は、これをできるだけ
病院の設備の改善に
使つて頂く。これは剰余
金の配当も禁止して
おきます。○理事(藤森眞治君) 今
日御提案になつてお
ります法律案が非

○井上なつゑ君 それではこの
間おつしやりましたように、
現行医療法が実施されて
病院内の設備が、それから
三年間に大體設置しな
くちやらないといふこと
でござりますが、この病
院の設備の改善に、この
医療法人の只今御提案
になつております法律案が
非

○井上なつゑ君 それではこの
間おつしやりましたように、
現行医療法が実施されて
病院内の設備が、それから
三年間に大體設置しな
くちやらないといふこと
でござりますが、この病
院の設備の改善に、この
医療法人の只今御提案
になつております法律案が
非

○井上なつゑ君 それではこの
間おつしやりましたように、
現行医療法が実施されて
病院内の設備が、それから
三年間に大體設置しな
くちやらないといふこと
でござりますが、この病
院の設備の改善に、この
医療法人の只今御提案
になつております法律案が
非

○井上なつゑ君 それではこの
間おつしやりましたように、
現行医療法が実施されて
病院内の設備が、それから
三年間に大體設置しな
くちやらないといふこと
でござりますが、この病
院の設備の改善に、この
医療法人の只今御提案
になつております法律案が
非

てよろしくございますか。

○政府委員(久下勝次君) 非常に拍車をかけるという程度まで申上げられるかどうか存じませんが、前にも申上げましたように、個人経営でやつております場合よりも多くの場合所得税なども軽減になります。その辺のところは全部剰余金に回つて参ります。剰余金になつたものが施設の改善に使われるというように、プラスになることは相当あり得るのじやないかと考えております。

○理事(藤森眞治君) 外に御質問ございませんか。

ちよつと申上げますが、この十二頁の第三項のところの「医療財団法人」これは「財団法人の医療法人」のミスプリントです。これは前の第二項に書いてあるのと同じようで、これは印刷間違いでございますから御訂正をお願いいたします。

それでは質問はこの程度で終了したものとしまして御異議ございませんか。

○理事(藤森眞治君) それでは質問はこの程度で打ち切ります。

この医療法の一部改正はこの程度に置いておきまして引続いて健康保険法等の一部を改正する法律案、これを議題にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山下義信君 ちよつと速記を止めて頂きたい。

○理事(藤森眞治君) ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(藤森眞治君) ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(藤森眞治君) それじや速記を始めて、健康保険法等の一部を改正す

る法律案、これについて御質疑があれば……

○中平常太郎君 本案は単純でありまして、従つて質問も複雑なものではないのであります。二十銭を八銭に、延滞金の日歩の徴収金額を改正されるのが目的であります。これは私は本当を言うたらまだ下げるべきじやと思つておりますが、まあこうなつておりますが、御質問申上げるのはこの滞納した場合の徴収代金というようなのは、被保険者から集めて、そして納付するといふ形式なものであつて、政府の代行機関の一部になつておるよう

に思われるのでありますから、大体被保険者から政府が直接取るべきものでありますので、経営者に直ちに罰則を科するといふことは、余りの過重な延滞日歩を取るのほどかと思つておるものであります。二十銭等といふことは、もとよりこれはいかんと思つて、前から私

反対しておつたのであります。今度は一銭に二十銭といふ税務署のやり方が、八銭にお交へになつたのですが、これは当人が納付するといふことよりも、一部政府の事務の、政府管掌の事務の代行をやつておるといふ意味から、もつと下げるという意思はなかつたのですか。その点お伺ひしたい。四

銭ぐらひに下げるという意思はなかつたのですか。

○説明員(西田嘉資君) お説一応御尤もに拜聴いたすのであります。会社等から被保険者が納めるべきものを、一応取つて、そして納めて貰うのであります。若しこれを柔らかにいたしますと、又出してそれを流用してしまつて、なか／＼納めんといふことも

ありますので、国税徴収法の一部を改正して、それと同じような方法を探る、こういうことが適當であらうといふふうに考えます。

○理事(藤森眞治君) この問題直接じやないのですけれども、ちよつとこの機会に関連があるので承つて置きたいと思つて、併し質問外のものでありますからただ一言お伝え願つて置けば結構です。最近実地各地方において、健康保険の医療の範囲において鍼灸等を契約しておる。ところが最近政府はこれを余り好まずに、それはその医師の監督の下にやるというので、直接契約しておるのも随分それを解除しつゝあるような傾向にある。これは折角やつておつて、医師会とも了解してやつておるのですから、むしろ或る意味において善導する、助長していいじやないか。この点一つよろしくお取計らいを願ひたいと思つて、この点だけ。

○理事(藤森眞治君) 外に御質問ありませんか。御質問ないと思つてます。

○理事(藤森眞治君) 大体本案は御質疑が終了いたしましたようでございますから、この際討論を省略して直ちに採決に入りたいといふ動議を提出いたします。

○賛成(と呼ぶ者あり)

○理事(藤森眞治君) 草葉さんの御動議に御異議ございませんか。

○理事(藤森眞治君) それでは本案に御賛成の方の挙手を願ひます。

○理事(藤森眞治君) 全員挙手、ちよつと本案は可決されました。

尚本会における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により予め

多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

○理事(藤森眞治君) 御異議ないと思つてます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の御署名を附することになつておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

中平常太郎 山下 義信
石原幹市郎 草葉 隆園
井上なつあ 小杉 イ子

○理事(藤森眞治君) 御署名漏れはございませんか。

署名漏れはないと思つてます。

○理事(藤森眞治君) それじやこれから生活保護法の質問を続行いたします。

○山下義信君 不服の申立の審査制度でございますが、これは以前資料のときにも同つて政令等にも規定もないようでございますので、その点が不明瞭になつておるわけでございますが、元來ならば私共は不服の申立の審査方法というものは法律に明記しなければならぬ程重大なものであると考

えるものでございますが、これが政令によりましてその大綱が規定せられ、更に省令等によりまして細則が定められる等丁寧なるこの運営の方法の御規定があるものと期待はするのであります

○政府委員(木村忠二郎君) この不服の申立の手續並びに審査、決定、裁決といふことにつきましては、今山下議員から御指摘になりましたように、極めて慎重を期することを要するといふ考えであります。而も尙これにつきま

しては、手續は非常に早急に行わなければならぬといつたような点もありません。これをやりまして、一体どういふふうな形になつて出て来るかといふことについての事務につきま

して、当局ではまだ十分な自信を持つた方法というものは考えられないわけ

です。又これにつきまして、慎重なる各種の手續をいたしますにつきましては、これに必要な各種の経費といふものも必要になるだらうと思つてござ

います。でこれらの点につきまして

も、いろ／＼用意が現在におきま

は十分でございます、といつたよう
な実情もございまして、これらの手続
につきましては、今後の実際の不服の
申立の出したものに應じまして、慎
重に検討いたしまして、手続は決め、
そらしてこれに必要な経費を予算的
に措置いたして参りたい、かように考
えるのであります。従いまして、この
前お答え申上げましたように、現在の
ところでは、この手続に関する政令等
につきましては、一応形式的なもの
を予定いたしておるだけでございます
で、細かいものについては十分な準備
ができていないというふうに申上げる
外はないのを誠に遺憾に存する次第
であります。

○山下義信君 この新法を施行いたし
まして、不服の申立の制度を周知徹底
されることは言うまでもないことでござ
います、先刻の大臣の説明にもあ
りました、この生活保護法そのものの
趣旨の周知徹底に努力いたすというこ
とでございまして、特にこの申請の
制度、不服の申立の制度のあるとい
うことを十分に当局は周知徹底方に御
努力に相成ると思はすが、一体資料
の中でも現在若干その途をお開きにな
つた後の実績は資料として頂いてお
りますが、当局のお見込はどういうお見
込でございませうか。相当この制度
が善用、活用せられまして、或いは又
従来懸積しておりました、いろいろの
要保護者の希望等も不服の申立という
この制度の線に沿ひまして、相当件数
があるというお見込でございませう
か。どういふふうなお見込でござい
か。その辺を承わりたいと思はします。
○政府委員(木村忠三郎君) 我々とい
たしましては、最初の保護の決定とい

うことにはございまして、遺憾のないよ
うに必要な保護が十分に直ちに行われ
るというふうにいいたして参りたいと、
かように考えたいのでございまして、
福祉主事の充実又民生委員の必要な活
動、これらが相俟ちまして保護を必要
といたしますものにつきまして、で
きれば保護が迅速に行くと、先程
申上げました不服の申立が必要なくて
済むというふうなつもりであります。
併しながら実際の事情からいたします
と、尙現在の我々のとつておきます
この各種の措置を以ちましては、十
分に隅から隅まで行届くというこ
とにつきましては尙遺憾の点が多々あ
ろうと思はします。従いましてこれにつ
きましては不服の申立の制度がありま
すことを十分に周知徹底いたさねばな
りません。特に我々といいたしましては、
一応保護の決定をいたしまして、これ
が本人に通知いたします場合におきま
しても、こちらにその方の決定につ
きましての事情といふものを十分に本人
に徹底するように申しまして、尙これ
に不服の申立の制度、訴訟の訴えもできるとい
うような点につきまして本人によく知
らせまして、その手続について知らな
いためにこの手続をなしかつたとい
ふこととなることのないようにいたし
たいと思はします。これは通知書は、必ずそ
の点をはずり書面にも書くようにい
たして置きます。尙口頭におきま
して、そらして尙いふふうによつて話を
する、そらして要保護者が納得して保護を受け
るというふうにいいたしたいと思は
しております。従いまして、只今お尋ね
になりましたこの不服の申立が沢山出

るかどうかということにつきま
しては、その趣旨が徹底いたしますれば相
当出て来るんじゃないかと思はす
けれども、我々といましては、実際
の仕事をやるものにつきましては、
いふことがなくて済むように適正な運
営をやるようにいたしたいと思つてお
る次第であります。

○山下義信君 これはまあ運用上につ
きましての当局のいろいろお考えがあ
らうと思はしますが、要すれば不服の申
立の件数等に対しましては成るべく速
かにそれが立派に運営できますよ
うにそれを考へる必要は必要でないかとい
うことを思はすのであります。次に保護
施設につきまして、先程伺つた以外に
この施設の維持の十分な資力の基準で
あります、公益法人の認可の條項、
四十一條でございまして第三項の一号、
「この経済的基礎が確實」といふよう
な基準は大体どういふふうな見当を考
へておられますか。この辺御説明願
いた。

○政府委員(木村忠三郎君) 現在では
要保護者の中で保護を受けておる被保
護者の入つておるものにつきま
しては、一応事務費は所定のものがござ
いまして、その所定のもの全部こ
ちらから渡すわけでございます、保護
者が、被保護者のみを入れてお
りまして、その施設につきま
しては、その施設をいかに
そのものが何と申しますか、相当な程
度のものである。つまりそれに対しま
すところの負債といつたものがないと
いふようなことで、経済的の問題
が起るといふことがないといふことが
考へられるわけでございます。尙被保
護者のみでなく、被保護者以外の者も
これに收容いたしておりますところの

施設につきましては、その被保護者に
対して給与せられますものが、被保護
者以外の者の経費に廻るといふこと
のないようにするために、被保護者以外
の者の收容といふものに必要なる
の経費といふものが十分賄得るだけ
の経済的な信用といふものが持た
得るだけの内容を持つておることを
必要とするといふふうに一応考
えております。

○山下義信君 大体この私立の施設に
対しましては、法は公の支配化を理想
としておるのでありますから、その施
設自体の財力で以て他に依存するとい
ふことの必要を考へることはそこに矛
盾があると思はすのであります、一
経済的基礎の確實であるといふことは
局長の御説明のように必要があると思
はす。大体事務費関係で申しますれば、
私共勘で申しますれば、一ヶ年分の事務
費をいかに、それから又実際の事務費
をいかに、少くとも六ヶ月分くら
い申しますれば、少くとも六ヶ月分くら
いの事務費をいかに、事務費ならば一
ヶ年と、事業費の半ヶ年分をいかに、
一つの私見に亘りますが、思はすので、
或る程度やはり基準といふものを、こ
こにもありますようにお示しにならね
ばならぬのであります、これが余り
に、酷になり過ぎましたも如何かと思
はしますが、大体そのような程度のも
じやないかと思はすが、局長はどう
考へられますか。

○政府委員(木村忠三郎君) お説の通
りでございます、この経済的基礎が
確實であるといふものにつきまして、
非常に融通のきかない固い制限をつけ
ますと、実際に非常に信用のおける
ような施設でありまして、そのため
に基準的に不適合であるといふこと
が出て来るかと思はれます。従い
まして我々といいたしましては、その経済的基礎
といふものの中に或る程度の対人信用
といふものも考慮におかなければなら
ないといふふうを考へておるもので
あります。対人信用の非常に信用のお
ける場合におきましては、例えばその施設の設置
者、その施設の経営者といふものにつ
きまして十分な信用がおけるという場
合におきましては、これについての基
準といふものは割合に緩く見て差支
ないのではないか。併しその点につ
きましては、これに對しまして相
当なものも考へて置かねければなら
ないといふふうを考へておるもので
あります、適正なる基準を作らうとい
たいと、かように考へておるま
す。

○山下義信君 次は保護施設の管理規
程ですが、これは相当いろいろ問題が
ありまして、殊に被保護者はこれを非
常に問題にしておりまして、心配して
おるわけでありまして、大体まあ條文
で申しますれば第四十六條の一項の四
号が問題と思はす。管理規程の内
容の中に、四号には「その施設を利用す
る者が守るべき規律」といふところ
があるが、局長はどう考へられます
か。この保護施設の方と被收容者、つ
まり入所者との関係は、監督する者と監
督される者との立場ではないかと思
はす。この管理規程のすべての内容が、ただ
数とかいふようなものばかりでは、
眞にこの入所者に直接関係のありま
すような施設の中においての規律等

定め方というものは、取締的な規律、規程を要求しては私は相成らんと思ふ。保護をする者と保護をされる者とのありませうから、監督する者とされる者といつたような規程の作り方をいたしまして、それに従わなければそれに反するといふような行き方というものは、すべてこの法律の精神に反すると思ふ。如何に管理に對するところの義務規程とは申しませんが、その辺に温い、對立的な規則でなく、いたしまして、全くこの法の精神に副うような、保護する者とされる者との保護の徹底を期するといふようなふうにするすべての管理の規程の内容等につきましては、そういうことが要望せられるように御指導が頂けるものでありましようかと云うかという点を伺いたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今山下委員の仰せられました通り、この管理規程は保護の目的を十分に達成するために必要な規程といふふうに考へるのでありまして、それで以て被保護者を拘束するといふ考へはないのであります。他くまでも、この施設におきまして保護を受けます者が適當なる保護が受けられる。団体生活、集團生活をいたしてありますことになりますれば、その集團生活が平和に維持されるというために必要な限度といふものは越えてはならない。何か特別な意図を以ちましてそれに何らかの強制を加へるといつたようなことは全然ここでは不適當であると考えております。その点につきましては、只今山下委員の仰せられました通りの考へで以て指導いたして参りたいと思へております。

の質問の後廻しをさして頂くのであります。が、この際ちよつと伺つて置きますのは、新たにできまして教育扶助と住宅扶助であります。この教育扶助につきまして一応の差当つての当局の御心配がござりまして、御事情御尤もに思ひますが、実際に必要なる教育費ですね。家庭において支弁すべき實際必要な教育費といふものの御調査ができておりましたら、如何でしようか。

○政府委員(木村忠二郎君) 義務教育につきましては必要なる経費といふものを最低どの線まで引くべきかという点でござりますが、これにつきましては現在まだ十分な自信を持つておりません。差当り現在考へておられますものは、義務教育に直接必要な経費のみを一応考へておられるわけでありまして、これに伴ひまして実際に各種の必要な経費が出て来るであろうかと考へておりますが、これらにつきましての十分な検討はまだできておられない。従いまして今後この点につきましては十分検討をいたしまして、教育費につきましては最低の義務教育費といふものがどのくらいかかるという点につきまして、尙検討しなければならぬといふふうに考へております。

それから住宅扶助でござりますが、これは全国の平均一人当りの坪数といふか、畳数といふか、又疊一枚当りの家賃額といふようなものの調査があつたように思ひますが、これはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 世帯の一人当りの畳数及びその金額の實際の調べといふものはござります。現在我々の方で持つておりますのはそれだけであります。

○山下義信君 これは一般家庭の、と言ふと余り広過ぎるかも知れませんが、少くとも勤労生活者の一人当りの畳数、或いは家賃等でございますらう。或いは基準の一つ御調査を願ひまして、將來確たる住宅扶助の基礎調査を一つ願ひたいと思ひます。

つきましては、一応特別の住居といふものを与えるというよりは、むしろ適当な浮浪者の收容施設を作りましてこれに收容するといふ考へで参りたいと思ひます。實際の住居の現物の提供といふことにいたしたいと思ひます。これにつきましては、やはり我々といひましては十分な措置を講じたいと思へております。浮浪者の收容施設といふものにつきましては、特に重点を置きて、これについての施設を拡充して行きたいと思つております。

尙浮浪者の問題につきましては、冬季になるとこれに入ることを希望する者が殖えます。夏季になりまするとその希望が減つて来るということもありません。又收容いたしましてもその環境等によりまして新たに浮浪者が集まつて来るという關係もござりますので、浮浪者の根本対策といふものを早急に立てようといひたさなければならぬといふふうに考へております。一般の生活保護といふことの外に、特に浮浪者対策といふものについて、早急に根本的なものを立てたいといふふうに考へております。

○山下義信君 この保護施設の中に宿所提供施設といふのがありまして、従来御当局も御心配して下さつておるのであります。この事業の中に極めて低廉な料金であなたの方で御監督なられて、全く無料でなくとも極めて低廉な料金でそういう対象者の便宜を図つておる施設を御奨励になつておるか御援助になつておるかという施設がござりますか。どの程度でござりますか、若しありますれば。

○政府委員(木村忠二郎君) 宿所提供施設におきましては、保護施設として設置されたものが、中に入つております者が逐次被保護者以外の者になつてしまつて、保護施設から外れて来るといつたようなものが相当現在あるわけでありまして、これにつきましては保護施設ではないのでありますけれども、社会事業施設といたしまして、これが運営については適正にやるように指導いたしてあります。これについては地方庁を指導いたしまして遺憾のないよう措置いたして行きたいと思へております。

○山下義信君 この住宅案内と言ひますか、何と言ひますか貸家賃間の周旋といふもの公のサービスの施設といふものが現在ありましようか。それはあなたの方の係ではありませんか、若しありますれば。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在住宅問題の所管につきまして極めて不明確な状況に相成つております。建設省ではもう住宅問題一切所管いたしておるというやうな形になつておりますので、我々として必要保護者の收容施設と言ひますか、要保護者に対する住宅といふもののみが厚生省によつて一応所管するといふことに相成つておるだけなんぞござりまして、従いまして、そういう住宅の斡旋といつたやうなものにつきまして、どのくらいあるかといふことについて、現在ではつきりいたしておらない。併しながら我々といひましてはそういうやうな庶民の住宅、特にボーダーラインの程度にありまする者に対しましては相當收容するものにつきましては相當考へなければならぬのぢやないかといふふうに考へておるのであります。これらにつきましてはできる限り

努力をいたして参りたいと思つております。併し現状はそういう実情でございますので、その方面に十分な手が伸びてないというふうな状況でございます。

○山下義信君 もう私のは大体済むのですが、六十九條の法文でございますが、六十九條によりますと、この法律に基く行政庁の決定に不服のある者は訴の提起ができるように規定されてあるのですが、これは厚生大臣の裁決に對してはどうか、厚生大臣の裁決に對してもできるわけでありますから、ただ決定というだけでは不十分ではないかという意見もあるのですが、この起案者のお考えはどうだったのでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 主務大臣の、厚生大臣の裁決、これは裁決で直ちに絶対的なものが出て来ないわけです。この裁決に基きましていろいろな処置がなされるわけでございますから、これによりまして訴の提起ができる。尙問題をしましてはこの不服の申立というものを全然しないで訴を提起するということもできるわけでございます。まして、この行政庁の決定に不服のあります者が訴を提起するというのは、広く全面的にできるというふうに解釈していいのじやないかと思つております。

○山下義信君 そうしますと、この厚生大臣の裁決というものは関係のないという御解釈ですね、六十九條の。○政府委員(木村忠二郎君) 一応厚生大臣の裁決もこの決定と行政庁の決定の中に入るといふふうに法文では考えられます。ただ実際問題として、大

して意味がないのじやないかというふうに考えます。

○山下義信君 一応あなたの方の解釈を聴いて置きます。それから第八十一條ですが、この法文の解釈を聴くのですが、後見人選任の請求の條文ですが、これは「被保護者に、親権者及び後見人の職務を行う者がなくときは」ということになり、被保護者全部についていうのじやないでしょうか。これは被保護者中の未成年者でありますとか、或いは禁治産者とかいふ者に対していうと思うのでありますが、この條文を見ますと、親権者及び後見人のない被保護者はすべてこうせねばならぬといふふうに、この條文の読み方ができるようになりますが、起案者はどういふお考えでこの條文を作られたのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 親権者及び後見人といふものはすべての者にあるわけではないのでありまして、お説の通り親権者及び後見人といふものが必要な者について、親権者及び後見人の職務を行う者がないという場合だけになるのであります。つまり法律上こう言えれば一応分る。ただこの字句だけを見ますとお説の通りでございますけれども、一応法律上それで分るといふところで、そういう警方をいたしたということでも御了承願いたいと思つた。

○山下義信君 それから最後に予算の強化につきまして法律の中に譲りようの昨日の公聴会で閣教授が言つておつたわけでありまして、何が最初の起案者もそういうふうにお考えになつておられたのでしょうか、それがこの法

律の中に規定されておられませんようですが、何か誤謬がありましたのでしようか。これは私の不勉強で、ここで聞くのは済まんわけですが聴かして頂きたい。

○政府委員(木村忠二郎君) この点につきましては、念のためにこの規定を入れて置くという考えを一応持つたのでございませぬけれども、国が義務といふことで、国民が権利として要求できるものにつきましては、経費がないからこれは払えないといふこともあり得ないし、そういうふうな権利義務の関係を明らかにしますれば、国といたしましてはどうしても予算を組まなければならぬし、市町村といたしましては予算を組まなければならぬ義務が法律上発生して来る。従つても一つ念を押し規定ということに相成りますと、この規定は体裁上ない方がいいのではないかと、いろいろなところから省いたような次第でございます。従いまして趣旨をいたしましては、この法律全体が権利義務の関係を明らかにしたといふようなところから、そういう趣旨を盛られたといふふうに解釈していいと思つております。

○山下義信君 それではこの補助の基準と医療関係を除きまして私の質疑は終了いたしました。

○井上なつゑ君 この民法による扶養義務の件でございますが、昨日も問題になつておりますが、若しこの扶養義務者が金を支払ひましたときには、これは所得税の方はどういふようになつて来るか、その療養費が十萬圓以下でございませぬと勤勞所得税が減免されるということになつておりますが、若

し自分の家族じやございませぬで、こゝろしたもので別に療養費を十萬圓なり十萬圓なり出して貰ひましたら、勤勞所得税が減免されるように、何とか大蔵省の方でなつておりますか、ちよつと伺いたい。

○政府委員(木村忠二郎君) この点につきましては私頗る不勉強でありまして、どういふふうになつてゐるかはつきり分りませぬ。併し我々といひましては、この扶養義務について考えますことは、税を引かれた残りでの扶養する能力があるかどうかといふことを考えるわけでございます。従つて税を負担いたしましたあと扶養能力がないといふことになりませぬ。この問題につきましては必ずしも扶養しなければならぬといふふうに扶養義務が決まるものではない。その者の財力といふものが扶養義務の内容を決定するわけでございます。その財力を見ます場合は、税を引いた残りで見るといふふうに考へるといふふうにお答えいたします。尙扶養義務者が扶養する者に対しまして出します金品といふものにつきましては、贈与税はかかるまいといふことには考へております。

○井上なつゑ君 大変結構な御答弁を頂きましたが、尙この問題につきましては、これは勤勞所得税は、十萬圓以上治療費を使つたら所得税の減免といふことがございませぬか、もう一度恐れ入りますが御研究頂きますれば、扶養者も療養者も大変安心できるのではないかと。患者の方から大変それがやかましくなつておられますし、医療費を長期の患者を抱えてゐると、例えて申しますと、例を私の身辺にとると、私の兄弟に結核患者があるということにな

ると、生活保護法の方ではかかるから、私に毎月一萬圓出して呉れたいことになつて。そうなると思はなければならぬ。そうするとそれに対して所得税は減免して貰ひませぬと非常に困ることになります。恐れ入りますが大蔵省で御研究願ひたいと思ひます。

○理事(藤森眞治君) それじや本日はこの程度にいたしまして散会いたします。

午後零時二十五分散会
出席者は左の通り。
理事 藤森 眞治君
委員 中平常太郎君
山下 義信君
石原幹市郎君
草葉 隆圓君
井上なつゑ君
小杉 イ子君
穂積眞六郎君

國務大臣 林 譲治君
政府委員 厚生大臣 木村忠二郎君
(社会局長) 厚生事務官 久下 勝次君
(医務局長) 厚生事務官 小山進次郎君
会局保護課長 厚生事務次官 葛西 嘉資君
説明員

昭和二十五年四月二十六日印刷
昭和二十五年四月二十七日発行
参議院事務局
印刷者 印刷 庁